

益^{まし}
城^き
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県のほぼ中央部に位置する、人口三二、六七六（平成二三年国勢調査、面積約六六平方キロメートル）の町である。東は西原村、北は熊本市及び菊陽町、西は熊本市及び嘉島町、南は御船町にそれぞれ接している。町の東南部は、城山（四八〇メートル）、朝来山（四六五メートル）、船野山（三〇八メートル）、飯田山（四三二メートル）の四峯が阿蘇外輪山に連なる山岳部で、北部一帯は、畑地を中心とした益城台地が、中央部は、水田地帯が広がり、熊本平野の一環を形成するとともに、都市近郊型の住宅地帯が広がっている。町の中央を木山川、秋津川及び赤井川が東西に貫流し、熊本市において矢形川と合流して加勢川となっている。

産業としては、農業は、すいか、メロン、ミニトマトなどの施設園芸作物を中心に、米、甘藷、大豆、柿（太秋柿）などが栽培され、酪農も盛んである。また、平坦地域には企業進出も進んでいる。町北部には熊本テクノポリスセンター、熊本大学地域共同研究センターを中心として先端技術の研究所やソフトウェア企業などが多く進出している熊本テクノリサーチパークがあるほか、新規の工業団地、くまもと臨空テクノパークも整備中で、大手半導体・液晶製造装置メーカーの工場新設が決定している。

交通面では、南北に国道四四三号が縦貫し、それに交差して県道二八号（熊本高森線）、三六号（第二空港線）などが走る。阿蘇くまもと空港や、九州自動車道益城・熊本空港インターチェンジなどを抱え、熊本市街へも至近であり、「熊本の玄関口」として発展している。

名所旧跡としては、熊本テクノリサーチパーク、地方都市では最大級の本格的展示施設であるグランメッセ熊本などがあり、グランメッセの駐車場のまじきメッセもやい市（朝市）も賑わいを見せている。そのほか、木山氏代々の居城跡である木山城跡、平安末期に建立されたという飯田山常楽寺の山門、安置されている十一面千手観音立像及び神仏像、豊富な湧水で知られる潮井水源、天然水が湧く貯水池「そうめん滝」などがある。

二 町名の由来

昭和の合併時に、郡内第一番目の合併町であることを示すため、郡名の「益城」をとって町名としたものである。

三 平成の合併検討経緯

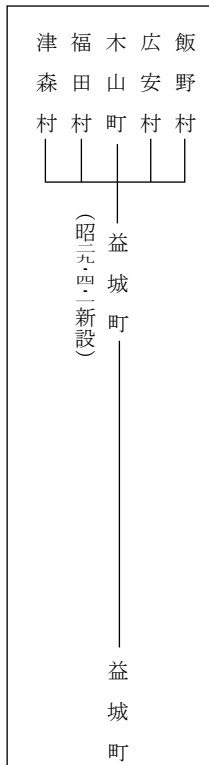
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、御船町、嘉島町、甲佐町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討が進んだが、平成一四年五月、益城町は住民アンケートの結果として、この枠組みからの離脱を表明した。

町内では、平成一四年九月以降、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の手続が進み、平成一五年八月には住民投票が実施されたが、熊本市との法定協議会設置反対票が上回り、熊本市との合併はならなかった。

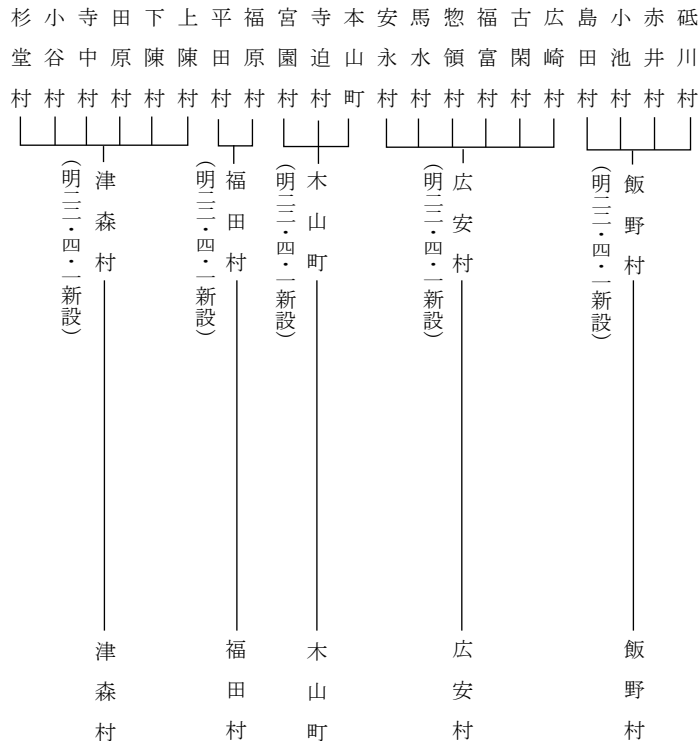
その後、益城町では、阿蘇郡西原村との法定協議会設置議案も否決され、町はそのまま単独町制の道を歩んだ。(第二編「上益城地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 飯野村

本村の地域は、旧藩時代、櫛島、高免、下免、砥川、上砥川、下砥川、木崎、赤井の各村に分かれ、東無田は沼山津手永に属していたが、その他は鯉手永の、

支配を受けていた。明治三年（一八七〇）藩政改革の際、高免、下免は合併して小池村となった。同七年の改正大小区制のもとでは第四大区第二小区となり、九年の地租改正に伴う町村合併の際、元沼山津手永に属していた。砥川村、上砥川村、下砥川村が合併して砥川村となり、赤井村と木崎村が合併して赤井村となり、東無田村は、櫛島村と合併して島田村となったが、一二年の郡区町村編制法の施行に伴ない、小池村、赤井村、島田村および砥川村が同一の戸長役場区域となった。一二年町村制施行とともにこの四か村が合併して飯野村となった。

(二) 広安村

本村の地域は広崎村など六か村からなり、旧藩時代には沼山津手永惣庄屋の治下であったが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第四大区に属し、安永村は第五小区に、広崎、惣領、古閑、福富、馬水の五か村は第六小区に編入された。一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、安永村は木山町などと同行政区域となり、広崎村など五か村はそのまま同一行政区域となったが、一七年に安永、惣領、馬水の三か村は木山町などと木山町列に、福富、広崎、古閑の三か村は沼山津村列としてそれぞれ分かれた。その後、一二年の町村制施行の際、六か村が合併して広安村となった。

(三) 木山町

本町の地域は、木山町、寺迫村、宮園村の三か町村からなり、木山町はもと腰尾町といったが、嘉吉元年（二四四一）、木山氏がきて居城を今の古城に築き、町名を木山と改めたといわれている。旧藩時代は、附近の二八か村とともに沼山津手永に属し、木山町手永会所を置いた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第四大区第五小区に入り、九年の行政区域変更により、迫村と下寺中村が合併して寺迫村となった。一二年、郡区町村編制法施行により、木山町、宮園村は安永村とともに一行政区域に、寺迫村は平田、寺中の両村と同一行政区域になり、それぞれ戸長役場が設けられた。さらに、一七年には行政区域を修正して、木山、宮園、安永の三か町村と惣領、寺迫、馬水の三か村を合わせて同一戸長役場のもとに置いたが、一二年の町村制施行に際して、木山町、宮園村、寺迫村が合併して木山町となった。

(四) 福田村

旧藩時代、本村の地域は、沼山津手永に属する木山郷の上福原村、下福原村と、津森郷の平田村から成っていた。明治七年（一八七四）改正大小区制のもとでは第四大区第五小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行に伴ない、福原村は単独で、平田村は寺迫、寺中の両村とともに同一行政区域となった。一七年には福原、平田の二か村で同一戸長役場区域となったが、一二年の町村制施行により、この二か村が合併して福田村となった。

(五) 津森村

本村の地域は、田原村、寺中村など六か村からなり、津守郷（津守保と称したこともある。）のもとにあったが、旧藩時代は沼山津手永惣庄屋の支配を受けた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第四大区に属し、寺中村は第五小区に、上陳、下陳、小谷、田原、杉堂の五か村は第八小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、上陳、など五か村が同一戸長役場区域となり、寺中村は、平田、寺迫両村と同一行政区域とされた。一七年、行政区域の変更により、六か村は田原村列として同一戸長役場区域となり、一二年の町村制施行に伴ない、六か村が合併して津森村となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年（一九五三）八月一日、郡町村長会の席上、県から木山地区八か町村の合併案が示されたので、それについて関係八か町村長が無記名投票を行ったところ、

(一) 木山、飯野、広安、秋津、福田、津森の六か町村合併を是とするもの 五票

(二) 木山、広安、秋津の三か町村合併を是とするもの 一票

(三) 河原、山西の二か村合併を是とするもの 一票

(四) 木山地区全町村の合併を是とするもの 一票

という結果がでた。しかし、なるべく大きくまとめたという県側の要望もあって、一応木山地区全部で合併することに努力することと申し合わせた。

その後、県は、一〇月五日、町村合併基準委員会に、河原、白水、福田、木山、津森の五か町村合併と飯野、広安、秋津の三か村合併の二ブロック試案を示したが、その後、十一月六日、この二つのブロックを合わせた八か町村合併に修正

して県の合併試案を発表した。

そこで、関係八か町村合併特別委員会をつくり、たびたび協議を行なった結果、平担地区六か町村合併の線が強くなり、合併は時間の問題と思われるまでに至った。しかし、白水村は同年一二月に至り、地理的条件から木山地区の合併についていけないという意思をはっきりさせ、また、河原村は、はっきり意思表示はしないが、木山地区の合併には気乗り薄とみられるようになった。

翌二九年一月、県から平担地区の五か町村長に対して、秋津村の熊本市編入がはつきりしたので、八か町村合併は不可能になったが、郡内で一番合併の気運が高まっている木山地区五か町村で、四月一日の合併を目標に準備してもらいたいという申し入れがあった。これにより、平担地区五か町村では、合併促進協議会を結成して木山町役場に事務所を置き、合併事務の準備にあたらせた。同年一月二五日、木山小学校講堂に初の合併促進協議会を招集し、役場機構、町名、職員の身分取扱いなどについて協議した。

協議会はこのほか、各種団体、公民館、小中学校、保健衛生施設などの統合整備問題、厚生施設に関する事項、町村税率に関する事項、基本財産の処分問題などについても協議した結果、福田村および津森村から、山林原野は、財産区として残したいとの強い要望があった。

この日の協議会で決定した事項に基づいて、事務局は、二月一二日までに新町建設計画を作成し、翌一三日、第二回の協議会を開いて建設計画を仮決定するとともに新町名を益城町とした。

こうして県の合併試案である八か町村から熊本市へ編入を希望する秋津村、津田・原水ブロックを希望する白水村および態度未決定の河原村を除き、津森、福田、木山、飯野、広安の五か町村は、二九年四月一日、合併して新しく益城町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 町議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、合併関係町村の議会の議員で新町の議会議員の被選挙権を有するものは、昭和三〇年三月三十一日まで引き続き新町の議会の議員として在任するものとする。

(二) 合併関係町村の職員の身分取扱

1、町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2、特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。退職手当についても別途考慮する。

3、一般職の職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱いに関しては、一般職の職員すべてを通じて公正に処理する。

4、一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア、昭和二九年四月一日に退職の申し出をした者 一〇〇分の三〇〇

イ、昭和二九年九月三〇日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

ウ、昭和三〇年三月三十一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二二五

(三) 部落嘱託員の設置

合併関係町村の嘱託員（区長、連絡員、世話係）は、これを存置し、逐次統合整理する。

(四) 行政財産、一般基本財産および負債帰属処分

1、行政財産は、いっさい新町へ引き継ぐ。

2、一般基本財産中、山林および原野を除き、他はいっさい新町に引き継ぐ。

3、特別基本財産中、山林および原野を除き、他はいっさい新町へ引き継ぐ。

4、負債（一時借入金を除く。）は、全額新町に引き継ぐ。

(五) 町村税その他の滞納整理

合併関係町村の町村税その他の収入金で収入未納分は、町村合併の前日までに、八割徴収整理するよう措置する。

(六) 町および字の名称

合併関係町村の新しい町および字を次のように設置する。

津森村	福田村	木山町	広安村	飯野村	町村名
富永愛夫	安田市太郎	松田喜代治	川崎義次郎	田口歳一郎	長
下田鉄男	内田次雄	泉 寛平	大村茂助	城本三男	助 役
陳 龜雄	大津山 衛	坂井一男	上村弥熊	津田茂八郎	収入 役
陳 春雄	川添広次	岡本嘉一	大矢野光蔵	木村庄司	議 長
福本光夫	松本義男	田中賢太郎	西山義昌	河端正誠	副 議 長

4 合併時の三役及び正副議長

''	''	''	''	''	''	''	''	''	''	益城町大字砥川	設置する町および字の名称
下陳	田原	平田	福富	広崎	馬水	惣領	古閑	島田	小池	飯野村大字砥川の区域	区 域
''	津森村大字田原の区域	福田村大字平田の区域	''	''	''	''	広安村大字古閑の区域	''	''	''	''
下陳の区域	''	福富の区域	廣崎の区域	馬水の区域	惣領の区域	''	''	島田の区域	小池の区域	益城町大字安永	設置する町および字の名称
''	寺中	杉堂	小谷	上陳	赤井	福原	寺迫	木山	宮園	''	''
''	''	''	''	津森村大字上陳の区域	飯野村大字赤井の区域	福田村大字福原の区域	''	''	木山村大字宮園の区域	広安村大字安永の区域	区 域
''	寺中の区域	杉堂の区域	小谷の区域	''	''	''	寺迫の区域	木山の区域	''	''	''

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	上の学校 高等学校	中学校 中学校	官公署	業態						面積 平方料	戸数	人口	区分			
	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円								割合 の業態		都市的 業態		計 人	その他 人					農業 人	その他 人	商工業 人
												計 人	その他 人	計 人	その他 人									
六二九、一三七	四八五、五〇〇	四九四、四〇一	八二、八六六	一	六三、九〇四	三、七三三	三、一六一	二七、五三三	一	三	一四	一七、九一〇	三、八二〇	一五、一〇〇	三、一〇〇	一、四五二	一、六八五	六六、〇五五	三、八五三	二、〇四七	益城町			
一七三、四六五	一五、〇〇〇	一三八、〇〇〇	一〇、四六五	一	一〇、九七五	六、四二六	五、五二二	四、八三七	一	一	二	四、一五〇	七、五八	三、三九二	六、四七	二、四九	一、六三三	八、九〇	四、八四	飯野村				
一七三、三一五	二、九五〇	七三、八九四	三、九三二	一	一七、二七三	七、三八八	五、四七	九、〇六七	一	一	一	四、三三三	一、〇七九	三、三四	三、五〇	一、七九	九、七二	八、五	四、六三三	広安村				
七三、七五七	五〇	四八、七〇七	二、五〇〇	一	二、三八八	六、二七六	一、三六七	四、三三七	一	一	五	二、〇三〇	一、三四	一、八九六	一、三六二	七、六	六、三七	六、八三	三、三九二	木山村				
七二、〇〇〇	二、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一	一	七、四四九	五、七三三	二、六	三、〇三二	一	一	二	三、四五八	四、七三	二、九五	一、九五	八、五	一、三〇二	六、五	三、六五三	福田村				
一六二、六〇〇	二、〇〇〇	一五八、八〇〇	一、八〇〇	一	一六、九一九	六、八六九	四、七九	六、二七〇	一	一	四	三、九五九	三、六六	三、五九三	五、五六	四、五四	二〇、六三	八、三	四、五二五	津森村				